



平成 27 年 7 月 28 日

各 位

会社名 株式会社オ ー タ ケ
代表者 代表取締役社長 吉 川 富 雄
(コード番号 7434)
問合せ先 取締役総務部長 加 藤 邦 彦
T E L (052)562-3311(代表)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社への移行」及び「定款一部変更の件」を平成 27 年 8 月 27 日に開催予定の第 63 期定時株主総会に付議することについて決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、本件に伴う監査等委員会設置会社へ移行した後の役員人事につきましては、本日付開示の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事について」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の理由

当社では従来から、業務執行の健全性及び透明性の向上を目的として、コーポレートガバナンス体制の充実を図ってまいりましたが、今般、取締役会の職務執行に対する監督機能をより一層強化するとともに、監督と業務執行を分離し迅速な意思決定を行なうため、社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」を有する監査等委員会設置会社に移行することといたします。

(2) 移行の時期

平成 27 年 8 月 27 日開催予定の当社第 63 期定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」が本年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、新たに創設された監査等委員会設置会社への移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行なうものであります。

併せて、取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役の責任を会社法で定める範囲で取締役会の決議によって一部免除することができる旨の規定並びに業務執行取締役でない取締役との間で、責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります（定款第 31 条）。

なお、定款第 31 条の規定の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	平成 27 年 8 月 27 日
定款変更の効力発生日（予定）	平成 27 年 8 月 27 日

以上

【別紙】 変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 (案)
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条(条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役の ほか、次の機関を置く。</p> <p>(1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人</p> <p>第 5 条～第 18 条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、10 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略) 3. (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条(現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役の ほか、次の機関を置く。</p> <p>(1)取締役会 (2)監査等委員会 (<u>削除</u>) (3)会計監査人</p> <p>第 5 条～第 18 条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、10 名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総</p>

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(補欠の監査等委員である取締役の予選の効力)</u></p> <p><u>第22条 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会の決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条(条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第24条(現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発</p>

に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(新設)

第 25 条 (条文省略)

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第 27 条 (条文省略)

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(新設)

する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 26 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第 27 条 (現行どおり)

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

第 29 条 (現行どおり)

(報酬等)

第 30 条 取締役の報酬等の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったこと

<p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u></p> <p>第 29 条 <u>当社の監査役は、4 名以内とする。</u></p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p>第 30 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第 31 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p><u>による取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令で定められた範囲内で、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>
---	---

<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>第 34 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第 35 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規則)</u></p> <p><u>第 36 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第 37 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の権限)</u></p> <p><u>第 32 条 監査等委員会は、法令に定めのある</u></p>

	<p><u>る事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p>
(新設)	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第 33 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第 34 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p><u>第 35 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p><u>第 36 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p><u>第 37 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>

<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 38 条～第 39 条(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第 40 条～第 43 条(条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 38 条～第 39 条(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>第 41 条 ～第 44 条(現行どおり)</p>
--	--

以 上